

奈良県救急搬送及び医療連携協議会を開催します

「奈良県救急搬送及び医療連携協議会」は、傷病者の搬送・受入れの実施基準（救急搬送ルール）についての協議及び実施基準に基づく傷病者の搬送・受入れの実施に係る連絡調整等を行うため、消防法に基づき設置しています。

平成23年1月の救急搬送ルールの運用開始以降、消防機関・医療機関における当該ルールの円滑な運用を支援するため、「奈良県救急医療管制システム（e-MATCH）」を導入（消防機関へH24.3、医療機関へH25.4）するなど救急搬送の改善に向け取り組んでまいりました。

今回、救急搬送の現状分析を行うとともに、ルールの運用改善に向けた検討を行うため、第8回協議会を下記のとおり開催します。

記

1. 日 時

令和2年2月17日（月） 午後2時から

2. 場 所

橿原市四条町840番地
奈良県立医科大学 スキルストラボ棟2階

3. 内 容

救急搬送ルールの運用について、他

4. その他

- ・取材は、会議冒頭より可能です。
- ・傍聴者の定員は会場の都合上6名とし、希望者多数の場合は先着順とします。
- ・傍聴を希望される方は当日午後1時30分から午後1時50分の間に受付をしてください。定員になり次第、受付を終了します。
- ・その他、傍聴に関する事項は別紙「傍聴に関する注意事項」を御参照ください。

傍聴に関する注意事項

1. 会議を傍聴する場合の遵守事項

- (1) 会議中は静粛にし、拍手その他の方法により公然と賛否の意向等を表明しないこと。
- (2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 飲酒又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音を行わないこと。ただし、許可を得た場合はこの限りではない。
- (6) 携帯電話を使用しないこと。
- (7) 会議の途中で非公開の決定がされた場合は、速やかに退出すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

2. 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、傍聴に当たっては係員の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者が遵守事項を守らない場合、会長は退室を命じることができる。
- (3) 退室を命じられた傍聴者が、次回以降の会議に傍聴を希望した場合は傍聴を許可しないことができる。